## 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 役員選任規則(平成30年2月12日改正版)の参照について

本規則は2019年10月16日に改正されていますが、<u>第5条第1項第1号(会員</u>
歴)についてのみ、2020年3月の総会までは本規程にて定められた「3年」が有効となります。(JASPO 役員選任規則(2019.10.16 改正)第19条参照)

2020年3月の総会までの間、有効な規定を確認できるよう、以下に第19条に定める改正前の役員選任規則(平成30年2月12日改正版)を記します。

なお、第19条に定める改正は、第5条第1項第1号の変更 (3年→5年) および、第3号、第4号の新規追加で、この改正については $\frac{1}{1}$ 0で、ご注意ください。

なお、最新の規則は学会 HP に掲載されている、<u>JASPO 役員選任規則</u> (2019.10.16 改正) をご参照ください。

以上よろしくお願いいたします。

## 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会役員選任規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第4号

制定:平成24年11月18日

改正:平成26年12月6日

改正:平成27年9月5日

改正:平成27年12月5日

改正:平成29年11月25日 改正:平成30年2月12日

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会(以下「本法人」という。) の定款第5章に規定する役員は、本法人の定款に定められたことのほか、必要 な事項はこの役員選任規則(以下「本規則」という。)によるものとする。 (選任の公示)

第2条 理事会は、役員選任を行うべき総会の開催予定日(以下「定時総会」 という。)から3ヶ月前までに役員選任に関する日程など必要な事項を本法人 のホームページに掲載し、会員に公示するものとする。

(役員選任管理会の設置および構成)

- 第3条 本法人の役員の選任の円滑な運営を図るため役員選任管理会(以下「本選任管理会」という。)を置くものとする。
- 2 本選任管理会の幹事長は、理事のうちから理事長が委嘱する。
- 3 本選任管理会の幹事は、正会員のうちから理事長が委嘱する。
- 4 幹事長および幹事の任期は2年とする。(立候補の届出)
- 第4条 理事候補者および監事候補者となろうとする者は、本選任管理会が定めた期日(定時総会の2ヶ月前)までに、正会員10名または役員3名の推薦書を必要な書類とともに本選任管理会に届け出るものとする。
- 2 前項に定める届出は、本法人が定める別紙様式第1号および別紙様式第2 号を用いて行うものとする。

(役員候補者の要件)

- 第5条 理事候補者および監事候補者になろうとする者は、前条で本選任管理 会が定めた期日の時点で、以下の要件を満たすものとする。
  - (1) 正会員になってから3年を経過していること。
  - (2)前事業年度末日時点(12月31日)において前年度までの会費を完納していること。

(推薦人)

- 第6条 推薦人は、前事業年度末日時点(12月31日)において、本法人の前年 度までの年会費を完納している正会員であり、かつ選挙当日においても正会 員であること。
- 2 正会員(役員を除く)は、複数の候補者の推薦人になることはできないものとする。また、本選任管理会の委員は、推薦人になることはできないものとする。

(候補者名簿)

- 第7条 本選任管理会は、提出された書類に基づき速やかに候補者および推薦 人の資格審査を行い、理事会に候補者名簿を提出するものとする。
- 2 理事会は、定時総会の1ヶ月前までに候補者名簿を本法人のホームページ に掲載し、会員に公示するものとする。

(辞 退)

第8条 理事候補者および監事候補者は、自らの意志で候補者名簿の公示前までに本選任管理会に届け出ることで、理事候補者または監事候補者を辞退することができる。

(選 任)

- 第9条 理事会は、本選任管理会から提出された理事候補者および監事候補者 名簿を定時総会に提出して議事とする。
- 2 定時総会では、理事および監事をそれぞれ次の方法により選任するものとする。
- (1)理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数の範囲内であるときには、信任投票を行い、出席した代議員の過半数の信任を得た者を当選とする。
- (2)理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数を超えるときには、 定款に定める数までの人数を連記する方法による投票を行い、得票順に定 款で定めた数の上限までを当選とし、得票数が同数となった場合には抽選 により当選者を決定する。

(結果の公示)

- 第 10 条 本選任管理会は、選任の結果を有効投票数ならびに得票数とともに理事長に報告しなければならない
- 2 理事長は、選任結果を公示しなければならない。

(理事長・副理事長の選出)

第 11 条 理事長および副理事長は、定款第 22 条第 2 項の定めるところにより、 理事の互選とする。

(欠員補充)

第12条 役員の欠員が生じた場合、第5条から第11条までの規定に関わらず、

理事会は候補者を選定し、総会において役員の欠員の補充について、 議事を求めることができる。

2 前項により新たに補充された役員の任期は、次の役員選任をおこなうべき 定時総会終結時までとする。

(選任についての疑義)

第13条 理事および監事選任に関して疑義を生じたとき、理事会は、本選任管理会に調査審議を求めるものとし、本委員会の調査審議結果を尊重するものとする。

(附 則)

- 第 14 条 本規則は、平成 24 年 11 月 18 日から施行する。
- 第 15 条 本規則は、平成 27 年 3 月 14 日から施行する。
- 第16条 本規則は、平成27年9月5日から施行する。
- 第17条 本規則は、平成27年12月5日から施行する。
- 第18条 本規則は、平成30年3月総会終了時から施行する。